

# 草津栗東行政事務組合附属機関運営規則

令和5年10月27日

規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津栗東行政事務組合附属機関設置条例（令和5年草津栗東行政事務組合条例第7号。以下「条例」という。）別表に掲げる管理者の附属機関（別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから管理者が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長（会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。）および副委員長（副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ）は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により指名された委員の全てが不在の場合は、管理者が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところ

による。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めるときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 附属機関の庶務は、事務局がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表1 (第2条関係)

附属機関の名称	委員資格者
(仮称)草津栗東火葬場整備・運営PFI事業者等選定委員会	(1) 学識経験を有する者 (2) その他管理者が必要と認める者

別表2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
(仮称)草津栗東火葬場整備・運営PFI事業者等選定委員会	委嘱の日から選定した候補事業者を管理者に答申する日まで